

調布市緑の基本計画(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和3年1月20日(水)～令和3年2月18日(木)
- (2) 周知方法 令和3年1月20日号, 2月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階緑と公園課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館・各公民館(北部公民館は2月2日(火)から), 多摩川自然情報館
各地域福祉センター(染地・入間除く)みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所緑と公園課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 5件(2人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	1件
第1章「計画の位置づけ」に対する意見	0件
第2章「計画策定の視点」に対する意見	0件
第3章「まちの概況」に対する意見	0件
第4章「調布市の緑の現状と課題計画の位置づけ」に対する意見	0件
第5章「緑の将来像」に対する意見	0件
第6章「緑に関する街づくりの取組」に対する意見	4件
第7章「計画の実現に向けて」に対する意見	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	みどりと環境整備にかかる事業においてJT等タバコ産業の関与は一切させないでほしいです。我が国が批准し遵守を求められているタバコの規制に関する世界保健機関枠組み条約5条3項および同ガイドラインにおいて、行政および議員等におけるタバコ産業からの寄付、関与、干渉等を受けることは禁止されています。緑と公園課がタバコ産業と付き合いがあるならば、直ちに縁を切り、以降の面会をしないでほしいです。	調布市では、市立の公園や広場での喫煙を全面的に禁止しています。今後も周知に努め、市民の健康の保持に努めるとともに、引き続き、タバコ関連産業との連携等については、関連法令等に基づき適切に対応して参ります。

第6章 緑に関するまちづくりの取組

項目	No	御意見の概要	市の考え方
第6章 緑に関するまちづくりの取組	2	害獣や害虫等の駆除について 緑の環境が豊かなのは大変誇りに感じているところですが、緑地に水たまりが多いことで毎年蚊が大量発生することやカメムシも大量発生し悩まされること、その他ハクビシンや野良猫などの増加にも糞害その他で悩まされています。緑地の保護、環境整備も大変良い事なのですが、一方でこれらの害獣や害虫もしっかり駆除してほしいです。	施策方針5「生物多様性に配慮した水と緑のまちづくり」の中で、生物多様性地域戦略の策定検討や、事業者と連携した河川敷等での特定外来生物（植物）駆除活動の実施を事業としてあげています。いただいた御意見については今後の参考にさせていただきます。
第6章 緑に関するまちづくりの取組	3	放置竹林について 放置竹林が緑地を竹で侵食していたり 個人所有の土地に生えている竹が、周辺の土地や隣接する土地に侵入する事が問題になっています。 竹の性質、根が他の土地に侵入していき隣人に大変な迷惑をかけること、放置してはならないことなどを市民に啓発してほしいです。	施策方針3「市を象徴する多様な水と緑の保全と活用」、施策方針4「身近な緑の創出と保全」の中で、保全地区や保存樹木・保存生垣の適正管理について記述しているとともに、施策方針6「協働による緑のまちづくりの推進」の中で、緑化技術に関する公開講座の開催をあげており、各種啓発や情報提供に努めて参ります。
第6章 緑に関するまちづくりの取組	4	緑ヶ丘周辺で、甲州街道にそった形で道を拡張する工事が計画されていると聞きました。すでに甲州街道があるのに、わざわざ公園の土地をつぶしてまで道を拡張する必要性がわかりません。見直しを要求したいです。	都市計画道路の計画区域内で借地で運営している公園については、事業の進捗に伴い閉鎖されることが前提となります。計画では、施策方針1「歩いて行ける範囲内での都市公園等の整備」を掲げており、今後、公園・緑地が不足している地域や借地による公園に依存している地域については、公園・緑地の新たな整備と民有地の借り上げ・公有化を検討していくこととしています。
第6章 緑に関するまちづくりの取組	5	公園に監視カメラを設置願います。	公園の防犯カメラの設置については、適正管理の観点から緊急性の高い公園への設置を検討するとともに、公園の設計段階において死角を減らすなど、防犯対策に工夫していきます。